

**税務・財務情報** 第2703号

# 平成27年度の税制改正

～住宅取得等資金の贈与・子育て贈与等について～

## 税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、  
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、  
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！  
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が  
お伺いしたときに、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、  
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

### 株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン  
行政書士法人トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail [topp@hi-ho.ne.jp](mailto:topp@hi-ho.ne.jp)

# 平成 27 年度の税制改正

## ～住宅取得等資金の贈与・子育て贈与等について～

### 1 はじめに

平成 26 年 12 月 30 日に与党から平成 27 年度の税制改正大綱が発表になりました。国会での審議の後、平成 27 年 3 月ごろ法案が可決成立する見込みです。

そこで今回は、税制改正で贈与等に関連する主な項目についてご説明いたします。

### 2 住宅取得等資金の贈与の非課税制度の延長・拡充について

#### — 非課税枠が 1,000 万円から最大 3,000 万円に拡大 —

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について以下のように拡充され、適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長されます。

住宅用家屋の所得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
～平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月～平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円

住宅用家屋の取得等の対価の額又は費用の額に消費税の税率が 10%に引き上げられた場合は以下のように非課税枠が増加します。

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,200 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 9 月	1,200 万円	700 万円

<参考>改正前

贈与年	認定住宅等	一般住宅
平成 26 年 1 月～12 月	1,000 万円	500 万円

### 3 結婚・子育て資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税措置の創設について

受贈者（20歳以上50歳未満）の結婚・子育て資金の支払いに充てるために贈与者（直系尊属）が金銭等を拠出し、金融機関等に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人当たり1,000万円（結婚費用については300万円）までの金額については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税が非課税となります。

平成25年度税制改正により創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」との比較は以下の通りです。主な違いは教育資金の贈与では、贈与者が亡くなっても課税されませんが、結婚子育て資金の贈与では、結婚子育てに使われていない残額が贈与者の相続財産に加算されます。

	結婚・子育て資金の贈与	教育資金の贈与
受贈者	20歳以上50歳未満の個人	30歳未満の個人
贈与者	受贈者の直系尊属	同左
限度額	1,000万円	1,500万円
終了時の課税	受贈者が50歳時の残額に贈与税課税（受贈者が死亡した場合は課税なし。）	受贈者が30歳時の残額に贈与税課税（受贈者が死亡した場合は課税なし。）
贈与者が死亡した場合の課税	贈与者が死亡した時の残額を相続財産に加算	課税なし

### 4 法人税率の引き下げ

法人税の税率は以下のように引き下げられます。中小法人の軽減税率の特例（所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率 19%→15%）の適用期限は2年間延長されました。

	平成27年4月1日以後 開始事業年度	平成27年3月31日以前 開始事業年度
一般の法人	23.9%	25.5%
中小法人の軽減税率 (所得800万円以下)	15%	15%
公益法人等協同組合等 (所得800万円以下)	15%	15%

### 5 消費税率10%への引き上げ時期の変更等

平成27年10月1日から消費税率（国・地方）を10%へ引き上げる予定でしたが、引き上げの時期を平成29年4月1日になりました。経済状況等により引き上げ見極める景気判断条項はなくなりました。

## 6 財産債務明細書の見直し（財産債務調書に変更）

「財産債務明細書」が「財産債務調書」に名称が変わり、提出基準が変更されます。

現行の提出基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」に変更されます。

改正前では、提出の有無により加算税等は課されることはありませんでしたが、改正後は所得税または相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置が創設される予定です。

## 7 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用

マイナンバー制により預貯金に個人や法人の番号が付されることとなります。課税当局が金融機関等にマイナンバーが付された預金情報の照会が可能となります。

## 8 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

国外に転出する居住者が、有価証券未決済デリバティブ取引等を有する場合は国外転出の時に、譲渡または決済したのものとして所得税を課税することになりました。課税回避のため、キャピタルゲインが非課税である国に移住することを防ぐためであり、実際はまだ譲渡等が実現しておらず、担税力がないので納税猶予の制度が創設されます。

## 9 不動産の譲渡に係る税金

平成27年3月31日期限であった登録免許税や不動産取得税の軽減措置は2年間延長されました。（会社分割に係るものを除く。）

## 10 まとめ

今回の税制改正は、資産のあるかたにとっては消費税の増税に向けて若い世代の消費を促すため贈与の制度が拡充され減税になるものが目立ちました。また、法人税の減税や中小法人の軽減税率の延長により、相続税及び所得税の節税として法人を活用する方法が引き続き有効だと考えられます。

ただ、国際税務の課税強化や課税当局による財産の把握など最終的な出口である相続税の強化がはかられたように思います。